

厚生常任委員会委員長報告

今定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案 12 件、陳情 1 件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 4 号、横手市健康の駅よこてトレーニングセンター設置条例について、質疑、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 12 号、横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、「改正に伴う保育施設の指導監査への影響」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 13 号、横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 24 号、財産の無償譲渡について（ペットボトル等処理センター）の 2 件については、一括議題にして審査いたしました。

議案 2 件について、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 14 号、横手市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 15 号、横手市介護保険条例の一部を改正する条例の 2 件については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 28 号、権利の放棄についてから議案第 33 号、権利の放棄についてまでの 6 件については、一括議題にして審査いたしました。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「債権回収が必要な人数は両病院で

どの程度か。また、債権回収はどのような方法で行っているのか」との質疑に対し、当局より、「過年度未収金は、横手病院が12月末で約1,000万円、延べ人数で360人程度、大森病院は約980万円、延べ人数で75人となっている。債権回収については、電話や窓口、郵送での督促、自宅への訪問徴収などを両病院とも職員2名体制で行っている。なお、支払いが困難な場合には、分納や親族の方へ負担をお願いするなど、少しでも納めてもらえるよう努力している」との答弁がありました。

また、「資力が乏しい方には生活保護の医療扶助の制度もある。制度との連携はどのようにされているのか」との質疑に対し、当局より、「受診したが治療費を払えない方がいたときは、病院で家庭環境を確認し、生活保護が適当だという場合には福祉事務所と連携しており、しっかり対応できていると考えている」との答弁がありました。

このほか、「保証人の設定」や「債権放棄の方法」についての質疑がありました。

議案6件について、いずれも討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情6第2号、現行の健康保険証を当分の間残すことを求める陳情について、意見はなく、討論では、立身万千子委員から、賛成の立場で、「マイナンバーカードを保険証として利用することについて、県内の介護施設における調査結果が報道されていたが、施設利用者の大半がマイナンバーカードの自己管理ができないため医療機関の受診もスムーズにできる見通しが無いなどの理由により、7割以上の施設では保険証廃止に反対しているという結果が出ている。そもそもカード取得は任意としているのに強引に保険証を廃止する理由はあるのかという声や、不正利用や情報漏洩の懸念などにより7割以上の施設で保険証廃止に反対しているという現状を鑑み、この陳情に賛成する」との討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、起立少数により、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

産業建設常任委員会委員長報告

今定例会において、産業建設常任委員会に付託になりました議案11件、陳情1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第5号、横手市インキュベーション施設設置条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「第7条には、特別な理由があると認めた場合は使用料を減免できるとある。また、第8条には、特に必要があると認めた場合は使用料を還付できるとある。これらは具体的にどのような場合を想定しているのか」との質疑に対し、当局より、「使用料の減免については、施設の活用や入居を希望する方が利用環境の確認のために数日程度仮入居する場合や、既に施設を活用している方がミーティングなどのためにコワーキングスペースを活用する場合などを想定している。また、使用料の還付については、停電や施設の不備等の不測の事態により利用できなくなることを想定している」との答弁がありました。

また、「シェアオフィスについては5部屋のうち1部屋しか利用されていないとのことだが、周知はどのようになっているのか。また、シェアオフィスはコワーキングスペースを利用している方が起業準備のために使用する部屋になると思うが、利用目的について把握しているか」との質疑に対し、当局より、「その都度市報やホームページを通じて周知しているほか、商工団体に対しても活用を促すような周知を図っているところである。また、利用目的については相談を受けているインキュベーションマネージャーが聞き取っているので、できるだけ利用してもらえようように連携していきたい」との答弁がありました。

また、「この施設を利用した後に市内に定着してもらうことが最終目的だと思うが、追跡調査は行っているのか。また、その後の支援はどのようになっているか」との質疑に対し、当局より、「利用者については退去後に調査を行っており、地元への定着を確認している。また、インキュベーションマネージャーを配置して補助金なども含め様々な伴走型の支援を行っているほか、商工団体ともタイアップしながらその後の状況を確認

認している」との答弁がありました。

また、「駅前の一等地にあるY²ぷらざの中にBizサポートよこてがあることが妥当なのか疑問である。市民が利用するスペースを減らしてまで移転させたものであるので、もっと成果を出さないといけないと思うがどうか」との質疑に対し、当局より、「ビジネスによるにぎわいの創出を想定し、横手駅を利用してビジネスで訪れた県外の方に活用してもらう目的もあり移転したものである。コワーキングスペースの登録者数は増加傾向にあり、県外の方は令和6年2月末現在で80人であるが、駅から徒歩2分という好立地であるため、年に数回行われているセミナーやイベントには県内外の起業を目指す方、既に起業している方が参加し、異業種同士が意見交換をすることで様々な新しいアイデアが生まれることも期待している。また、企業誘致にも関連するが、これから横手に事業所を構えて操業しようとする方が準備をするためのサテライトオフィスとして、駅前の立地というのは非常に有利であると考えており、駅前への移転にこだわったものである」との答弁がありました。

また、「横手市商工業振興計画におけるインキュベーション施設の位置づけはどのようになっているのか」との質疑に対し、当局より、「商工業振興計画において、『新たな雇用を生み出す』という基本方針の中に『雇用を生み出す起業、創業への支援』という施策がある。その中に起業・創業支援施設の運営というのがあり、起業・創業者に対してオフィスを貸し出すとともに、起業の専門家であるインキュベーションマネージャーからワンストップで経営指導や助言をしてもらう窓口を設置しているので、気軽に相談して起業してほしいという形で位置づけている」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号、横手市農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例については、「使用料の基準」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 17 号、横手市集落多目的共同利用施設等設置条例の一部を改正する条例及び議案第 18 号、横手市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例の 2 件については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 19 号、横手市営住宅設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「入居中の 7 棟を除く 9 棟の空き家の解体について、入居中の方への説明は行ったのか。また、今後福祉担当と連携して対応していくことはできないか」との質疑に対し、当局より、「現在入居している方に来年度解体するという説明はまだしておらず、予算議決後に解体の意向を伝える予定である。なお、住み替えに関する調査を過去に実施しているが、現在は 7 世帯が入居し、いずれも高齢単身者であり、うち 6 世帯は住み替えたくないという意向であった。空き家の維持管理も含めて危険なので順次解体していきたいが、入居している方については福祉サイドや地域局サイドと連携を取り、意向を丁寧に聞きながら対応していきたい」との答弁がありました。

討論では、齋藤光司委員より、賛成の立場で、「今回説明を受けて、強制的に退去させることがないという確約が取れた。しかし、十文字地域には上拵住宅もあり、合併以来お金をかけていない。方向性をきちんと示して、そしてきちんとお金をかけて、若者も含めて本当に困っている人たちが入れるような状況を、そして近隣の皆さんに良かったと言われるような環境にしてもらうことを望んで賛成する」との討論がありました。

本案について、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 21 号、横手市水道事業給水条例の一部を改正する条例については、「市民生活への影響」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 22 号、横手市女性センター条例を廃止する条例について

は、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 23 号、財産の取得について（横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業保留床）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「工事が遅れている中で、公益施設に係る補償についてこれまで再開発組合の会議において市として発言したことはあるか」との質疑に対し、当局より、「現在、理事会の中で補償の方向性を議論しており、市としても損失があるかどうかを含めて確認を行っているところである。法的な部分も含めて内部で調査を行った上で、方向性が出た段階で報告したい」との答弁がありました。

また、「再開発組合の資金繰りについて支障はないか」との質疑に対し、当局より、「資金繰りについては再開発組合が金融機関と調整しており、急に問題が生じるといった懸念はないと聞いている」との答弁がありました。

また、「公益施設として問題がないかという確認はどのようにして行われるのか。また、引き渡し後に不具合が生じた場合はどうなるのか」との質疑に対し、当局より、「公益施設として問題がないかという確認については、建築確認申請により様々な法令に適合しているかなどを事前にチェックを受け、工事の完了検査を受けて確認済証をもらうという流れになっている。また、建物の引き渡し後の安全性については、法により瑕疵があった場合は契約不適合責任という形で受注者が対応することになっているが、廃業などにより対応できなくなった場合は保証の中で対応するような流れになっている」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 27 号、公の施設の指定管理者の指定について（横手市横手駅東西交流施設）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「事務所の設置工事の進捗状況はどのようになっているか」との質疑に対し、当局より、「壁となるパーティションを手配している状況であり、3月11日の週に3日間ほどかけて設置する予定である」との答弁がありました。

また、「今回の指定管理で期待するのは、サービスの向上効果と管理経費の削減効果だと思う。横手市観光推進機構の事業計画がまだ示されていないが、駅の中に事務所が入るメリットも含めてどのように考えているか」との質疑に対し、当局より、「事業計画は指定管理者選定委員会の際に提出されている。その中で管理運営の目標として、事務所機能を横手駅観光案内所に置くことにより、観光、物産、宿泊、交通の情報発信機能がより強化され、観光客を中心とした駅利用者の利便性、満足度向上が図られること、再開発が進む横手駅東口のにぎわい創出の核としての役割も果たしながら、市民が集い、憩いの場や交流の場になるよう、横手の玄関口にふさわしい施設運営を目指すこと、インバウンドに対応した案内板の設置や、案内業務の充実を図り、外国人旅行客が安全に気持ちよく横手のまちを周遊できるための情報発信拠点として認知されることが挙げられており、市も連携しながら進めていきたいと考えている。また、安全安心な施設運営を行っていく上で、指定管理者が施設内に常駐していることは大きなメリットだと考えている」との答弁がありました。

また、「制度導入による効果として、民間事業者が参入することで新たなビジネスチャンスが生まれることが挙げられているが、これは具体的にはどういうことか」との質疑に対し、当局より、「これまで駅の施設については市の主催・共催に限定する形で貸していたが、今後は展示物も含めて民間の方に貸して利用してもらうということも考えられる。そうした部分は指定管理をお願いしたほうが選択肢も増えて検討の余地が様々出てくるという意味合いである」との答弁がありました。

また、「JRとの協議や連携について定期的に行われているのか」との質疑に対し、当局より、「定期的には実施しているわけではないが、横手駅東口まつりはJRと共同で事業を行っている。また、来年度は北上線が開通100周年を迎えることもあり、そうした連携事業についても今年度から協議を重ねている」との答弁がありました。

これに対し、委員より、「観光政策についてJRとの協議が具体的にどのように行われているのかがあまり見えてこない。横手市観光推進機構の事務所についても普段からJRと協議していれば、駅の空きスペースを利用できたかもしれない。今後はもっと定期的に協議を行ってほしい」

との意見がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 34 号、市道路線の廃止について（7 路線）及び議案第 35 号、市道路線の認定について（8 路線）の 2 件については、一括議題にして審査いたしました。議案 2 件について、「標識の設置要望」や「廃止と認定に伴う除雪費や補修費の増減」についての質疑がありました。

議案 2 件について、いずれも討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情 6 第 1 号、「あきたこまち」の「あきたこまち R」への全面切り替え計画に関する陳情書について、審査における主な意見を申し上げますと、「全面切り替えについて、従来なあきたこまちを植えたいという農家の声はたくさんあるので、その点を考慮する必要がある」との意見がありました。

本陳情について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

総務文教常任委員会委員長報告

総務文教常任委員会に付託になりました議案9件、陳情2件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第6号、横手市生涯学習館設置条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「全国的に図書館を含んだ生涯学習系の施設ができているが、中にはその館自体を一つの組織にして、弾力的にスピード感のある運営をしている事例がある。A o - n a の運営体制について、生涯学習課と図書館課の職員が連携して業務を行うとのことだが、将来的に施設全体を一つの部署として運営していく考えはあるか」との質疑に対し、当局より、「選択肢としては、あり得ると考える。今後の横手市を担う施設の一つであるため、他自治体の取り組み事例も参考にしながら、将来的にも効果的、効率的に運営できる形態を模索していきたい」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例及び議案第8号、横手市行政組織条例等の一部を改正する条例の2件については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号、横手市交流センター設置条例の一部を改正する条例については、「利用者へのY²ぷらざの分かりやすい表記」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号、横手市横手総合交流促進施設設置条例の一部を改正する条例については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 11 号、横手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「議案名に議員報酬と明示されているが、その他に市長、副市長及び教育長の給料改定が含まれている。これらの条例は全て別個のものであり、一括してではなく 3 本それぞれの議案を提案すべきではなかったのか。また、ホームページを見ても四役の給料改定については分からず、果たしてこれでいいのか。市民に分かりやすい明確な表現で提案すべきでなかったか」との質疑に対し、当局より、「今回の条例改正については、横手市特別職等報酬審議会からの答申が、議員と四役それぞれの報酬・給料の額を引き上げることが妥当、引き上げ率についても 1.15 倍以内が適当と、内容が同様であることを勘案し、1 本の条例で提案したものであり、手続き上は問題ないと認識している。しかしながら、市民に分かりやすい形での提案の仕方については、今後しっかりと検討させていただきたい」との答弁がありました。

これに対し、委員より、「市民にとって非常に分かりづらく、今回の場合は 1 本にするのは無理がある。もう少し慎重に議論した上で提案してほしい」との意見がありました。

また、「議員報酬については、議会改革推進会議で長年議論を重ね、過去 2 年間の議員個人の活動量を調べた上で 1.15 倍から 1.26 倍にすることが適当という結論を出したところだが、四役の引き上げ率は、何を根拠に 1.15 倍としたのか」との質疑に対し、当局より、「審議会において、市長の任期期間中の実績等を説明した。民間企業であれば収益見合いにより報酬が決定されるものだと思うが、四役の給料の額についてはいくらが適正かを定めることは非常に難しいという議論があった。その中で、議員と四役の引き上げ率は同率にすべきという委員からの意見もあり、それも勘案し 1.15 倍としたものとする」との答弁がありました。

また、「現行額ではなく、市町村合併協定額を基準とした理由は何か」との質疑に対し、当局より、「新市における議員報酬と四役の給料については、合併協議会においてその額が決定されており、議員報酬については協定額がそのまま適用されている。しかし、四役の給料については、前市長が選挙公約で額を引き下げたという事実があり、本来であれば協

定額を基準にすべきという議論のもとでそこを基準とした」との答弁がありました。

このほか、「審議会への給料額の提案方法」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 20 号、横手市消防事務手数料条例の一部を改正する条例については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 25 号、財産の無償貸付け及び減額貸付けについて（旧睦合小学校）については、「貸付けする建物の耐震化状況」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 26 号、公の施設の指定管理者の指定について（雄物川中央公園、横手市雄物川民家苑木戸五郎兵衛村）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「指定管理料が 1,000 万円ほどあり、来場者を増やし、収入を得る努力をしていくことが指定団体に求められるものだと思う。維持管理だけであれば直営でいいのではないか。団体にはどのような活動を求めているのか」との質疑に対し、当局より、「指定管理者制度導入の方向性は、施設管理型として進めているが、団体から提出された申請書の実施計画には、将来的な利用推進を図る取組みをしていきたいという記載がある。具体的には、古民家滞在を組み込んだ日帰り、宿泊プランを設定し集客を図り、事業収入につなげること。歴史的価値を生かして冠婚葬祭やフォトスタジオなどの利用拡大を図ること。ケータリングサービスを活用し、食事などの利用を促進していくことというものである。この団体の強みは、飲食を提供できることであり、団体の努力次第では来場者増につながるのではないかと期待している」との答弁がありました。

また、「施設管理型であれば直営のほうが安くなると考える。団体に対しては施設経営型で頑張っていたらいいという話をしながら進めて行ってほしいがどうか」との質疑に対し、当局より、「しっかりと収入を得るといような展開を団体と話し合っていきたい。特に冬場に関しては、現在、温泉施設に隣接した直売所のメンバーと連携し、民家苑で餅つきや郷土料理を食する体験型の観光ツアーを受け入れしている団体にもなっている。地域の方々も巻き込んでサービス提供できるようなことも提案しながら、お互いに連携し進めて行きたい」との答弁がありました。

また、「施設管理型として提案されたのに、この場では施設経営型を目指すような説明もあり、何をしようとしたのか分からない。施設経営型として収益を得るのであれば、郷土資料館も合わせて指定管理する考えもあったのではないか。方向性が全く定まっていないのではないか」との質疑に対し、当局より、「今回の指定管理については施設管理型で進めて行く。まずはスタートアップの年であるため、しっかりと施設を管理してもらい、軌道に乗った場合は施設経営型の方向も目指していくという思いもあり、この先のことを説明したものである」との答弁がありました。

これに対し、委員より「思いがあるなら、最初から施設経営型にすればいいはずだ。きちんとした方向性を定め、指定管理料も含めて改めて考え直すべきだ」との意見がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立少数により、否決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情6第4号、公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情について、審査の経過を申し上げますと、当局に対する質疑では、「公契約条例が制定されると、労働者の賃金はどのように査定されるのか」との質疑に対し、当局より、「現在、全ての工事において、労務単価を参考に設計を組んでいる。設計にあたっては、金額や工種ごとに最低制限価格の設定や低入札価格調査制度を導入し、極端に低い工事金額にならないよう防止している。そうした中で、条例が制定されると実際に設定した人件費よりも高い金額を支払う義務が課されることから、事業者は公共サービスのみではなく民間の請負も

あり、官民の賃金格差が生じるものとする。また、労働者にいくら支払ったかまで把握しなければならないという条例の建付けになっており、加えて民間との報酬の差額も検証していかなければならないものとする」との答弁がありました。

討論では、加藤勝義委員より、反対の立場で、「労務単価については、各地域、職種の労務費調査をしているはずであり、元請けのみならず下請けまで調査が進み標準的に計上されている。そのため、労務費については各段に低いということにはならないと考える。また、建設業の働き方改革が進んでいる。4月から週休2日制工事が始まり、それに伴い、工期の延長など働き方改革で変わっていくため、低価格入札は進んでいないと考える。当陳情は公契約条例を制定する決議を求めているが、当局の説明のとおり、条例を制定すると様々な影響が生じ、民間工事、公共工事も含めた調査など、想像以上の事務労力がかかってくる。現在は標準労務単価を使って入札が進んでおり、95パーセント以上の落札率であるため、労務費にはほとんど影響がないものとする。よって、公契約条例の制定は必要ないものとして反対する」との討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、起立少数により、不採択とすべきものとして決定いたしました。

次に、陳情6第5号、学校給食費の保護者負担を無償とすること等についての陳情については、意見、討論はなく、起立採決の結果、起立多数により、採択すべきものとして決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。